第六条の三第十三項中「策定し、又は作成した」を「作成し、又は策定した」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　法第十二条第三項の表の第一号の上欄に掲げる地区　当該地区内の市町村が作成する認定半島産業振興促進計画

第六条の三第十三項第二号中「関係大臣」の下に「（総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣をいう。第十六項及び第二十三項において同じ。）」を加え、同項第三号中「認定産業振興促進計画」を「認定奄美産業振興促進計画」に改め、同項に次の一号を加える。

四　法第十二条第三項の表の第四号の上欄に掲げる地区　当該地区内の特定振興山村市町村が作成する特定山村振興計画

第六条の三第十四項中「同欄に規定する指定された地区内の市町村の長が策定する産業の振興に関する計画のうち前項第一号に規定する基準を満たすものに係る地区として関係大臣が指定する」を「認定半島産業振興促進計画に記載された半島振興法第九条の二第二項第一号に規定する計画区域内の」に改め、同条第十五項中「第十三項に規定する産業投資促進計画」を「認定半島産業振興促進計画」に改め、同条第十八項及び第十九項中「認定産業振興促進計画」を「認定奄美産業振興促進計画」に改め、同条第二十一項中「第十三項第一号若しくは第二号」を「第十三項第二号」に改め、「第十四項若しくは」を削り、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「（法第十二条第三項に規定する取得等をいう。）をした減価償却資産につき同項」を「をした減価償却資産につき法第十二条第三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項の次に次の二項を加える。

20　法第十二条第三項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定山村振興計画に記載された山村振興法第八条第四項第一号に規定する産業振興施策促進区域内の地区とする。

21　法第十二条第三項の表の第四号の中欄に規定する政令で定める事業は、山村振興法第八条第四項第二号に規定する地域資源を活用する製造業（同表の第四号の上欄に掲げる地区において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。）及び農林水産物等販売業（同表の第四号の上欄に掲げる地区において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）のうち、同表の第四号の上欄に掲げる地区に係る特定山村振興計画に記載された事業とし、同号の下欄に規定する事業の用に供される設備で政令で定める規模のものは、一の設備を構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円以上である場合の当該一の設備とする。

第六条の四の見出しを「（医療用機器の特別償却）」に改め、同条第一項及び第二項中「第十二条の二第一項第一号」を「第十二条の二第一項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項第一号又は前項」を「前項第一号」に改め、同項を同条第三項とする。

第六条の五を削り、第六条の六を第六条の五とする。

第六条の七を削る。

第六条の八の見出し中「建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条第一項中「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に、「特定建物等」を「次世代育成支援対策資産」に改め、同条第二項中「第十三条の三第一項」を「第十三条の二第一項」に、「この条」を「この項」に改め、「いう。）」の下に「又は同条第一項に規定する特例認定適用年（以下この項において「特例認定適用年」という。）」を加え、「（同項」を「（同条第一項」に改め、「当該個人の」を削り、「建物及びその附属設備で事業の用に供されているもの」を「同条第一項に規定する次世代育成支援対策資産」に改め、「確定申告書」の下に「又は特例認定適用年のうち同項の規定の適用を受ける最初の年分の確定申告書」を、「基準適合認定」の下に「又は特例基準適合認定」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第十三条の二第一項に規定する政令で定めるものは、建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品のうち、同項に規定する次世代育成支援対策に著しく資するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

第六条の八に次の一項を加える。

4　厚生労働大臣は、第二項の規定により建物、建物附属設備、車両及び運搬具並びに器具及び備品を指定したときは、これを告示する。

第六条の六を第六条の七とする。

第七条の二の見出しを「（特定都市再生建築物等の割増償却）」に改め、同条第一項中「特定再開発建築物等」を「特定都市再生建築物等」に改め、同条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「第十四条の二第二項第二号」を「第十四条の二第二項第一号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第五項中「第十四条の二第二項第二号」を「第十四条の二第二項第一号」に改め、「整備される」の下に「建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第九号の二に規定する」を加え、同項を同条第三項とし、同条第六項中「第十四条の二第二項第三号」を「第十四条の二第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「第十四条の二第二項第四号」を「第十四条の二第二項第三号」に、「次に掲げる」を「雨水を貯留する容量が三百立方メートル以上の規模の」に、「特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第九条に規定する雨水浸透阻害行為に係る同法第十条第一項第三号に規定する対策工事により建築し、又は設置される」を「次に掲げる」に改め、同項各号を次のように改める。

一　特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第九条に規定する雨水浸透阻害行為に係る同法第十条第一項第三号に規定する対策工事により建築し、又は設置される構築物

二　その建築又は設置に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この号において「補助金等」という。）をもつて建築し、又は設置される当該補助金等の交付の目的に適合した構築物

第七条の二第八項を同条第五項とし、同条第九項中「又は構築物が同条第二項各号の二以上の号に掲げる建築物又は構築物に」を「が同条第二項第一号及び第二号に掲げる建築物のいずれにも該当するものであるとき、又は当該構築物が同項第二号及び第三号に掲げる構築物のいずれにも」に、「当該二以上の号のいずれかの号に掲げる」を「これらの建築物又は構築物のうちいずれかの」に改め、同項を同条第六項とし、同条第十項を同条第七項とする。

第八条第二項第一号中「三千平方メートル」を「六千平方メートル」に改め、同項第二号中「千五百平方メートル」を「三千平方メートル」に改め、同項第三号中「三千立方メートル」を「六千立方メートル」に改める。

第十条第一号を削り、同条第二号を同条第一号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六号及び第七号を削り、同条第八号を同条第五号とし、同条第九号を同条第六号とし、同条に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）附則第六十四条第五項、第十一項又は第十三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第十二条（第三項に係る部分に限る。）又は第十四条の二の規定

第十六条の二第一項及び第十六条の三第三項中「認定計画」を「認定計画等」に改める。

第十八条の四第二項中「第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、」を削り、「に限る。）と」を「であつて、当該基金に充てるために財務大臣が指定する期間内に徴収される負担金に係る業務に限る。）と」に改め、同項第四号を削り、同条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「期間並びに前項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十八条の五の見出し中「中小企業者」を「中小事業者」に改める。

第十八条の七第三項中「うめる」を「補塡する」に改め、同条第七項中「掲げる日」を「定める日」に改める。